

瑞穂市障がい者総合支援プラン（案）のパブリックコメント実施結果について

1. パブリックコメントの実施状況

- (1) 募集期間 平成 30 年 1 月 22 日（月）～平成 30 年 2 月 16 日（金）
- (2) 提出状況 3 通提出（瑞穂市穂積庁舎 2 通、F A X 1 通）

2. 意見および市の考え方

※ ご意見の内容については、趣旨を損なわない程度に要約しました。また、今回のプランの策定に直接関係がないご意見や、個別の案件については、市の考えは示しておりません。

No.	該当頁・項目 ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
1	<p>14 ページ（7）障がいのある人の就労状況</p> <p>現行の計画では、市役所の障がい者の雇用率が直近 5 年分掲載されているが、新プランでは、平成 29 年度の雇用率しか掲載されていないので、過去の分を含め 5 年分を掲載すべきである。</p>	<p>平成 29 年 6 月 1 日現在から 10 月 1 日現在の動きが分かるので、12、13 ページと同様に、当該年度分のみ掲載とさせていただきます。</p>
2	<p>52 ページ、職員等の採用、78 ページ、市職員の障がい者の雇用率、障がい者の人権を守る施策について</p> <p>現行の計画において、市役所で働く障がいのある職員の就労形態等の研究を行うとあるが、実際には何も実現に至っていません。障がいのある職員の給与や待遇の改善を含め、直ちに支援策を実施されることを望みます。新プランにも旧計画と同様の記述があるが、障がいのある職員の雇用支援が実現できないのなら、当該部分を削除すべきである。</p> <p>障がい者の人権に関する施策を障がい者支援プランに盛り込むことを希望します。</p>	<p>障害者雇用促進法は、国や地方公共団体に民間企業より高い障がい者雇用率を求めており、市としても障がい者の雇用については計画的に取り組んでまいります。</p> <p>また障害者差別解消法においては、障がい者であることを理由として、賃金を引き下げること、低い賃金を設定すること、昇給をさせないことなどの差別的取扱いを禁止しており、本プランにおいても、「障がい者を理由とする差別の解消の推進」を重点項目としています。障害者差別解消法第 7 条に規定された差別的取扱いの禁止や義務化された社会的障壁の除去の実施について合理的配慮を図る義務があり、研修等を実施し、市職員等の理解を促進します。</p>
3	<p>47 ページ、④発達障がいのある人への支援</p> <p>「大人の発達障がいにおいては相談体制を強化する」とあるが、本人も障がいに気付いていない場合はどうするのか？</p>	<p>障がい児については、健診などの母子保健事業や保育所、小・中学校など保育、教育現場などの成長過程においてさまざまな機関が関わる中で、適切な支援へと繋がるよう関係各課、関係機関等との連携に努めています。一方、大人の発達障がいについては、家族からの相談や地域の福祉関係者からの相談、職場の方に受診を勧められて、発達</p>

		障がいと診断を受けることが考えられます。発達障がいについては、この10年あまり、マスコミ等でも取り上げられ、関心が高まってきましたが、その症状は個人差も多く、専門家である精神科医ですら正確な診断には困難を極めるとも言われています。そのため、周囲の方からの相談を的確に把握し、専門家のいる発達障害支援センター等と連携を図り適切な支援につながるよう努めるとともに、発達障がいの方のご家族への支援という視点を大事にしていきます。また直接出向いていくアウトリーチ体制の構築についても検討を行っていきます。
4	59 ページ、60 ページ、(2) 啓発・広報①障がいを理由とする差別の解消の推進②福祉教育の推進 市職員の理解の促進が必要。 社会教育の場における福祉教育の推進に実際に取り組んでください。	本プランにおいては、「障がいを理由とする差別の解消の推進」を重点項目としています。障害者差別解消法第7条に規定された差別的取扱いの禁止や義務化された社会的障壁の除去の実施について合理的配慮を図る義務があり、研修等を実施し、市職員等の理解を促進します。 生涯学習の場において、障がい者施策やその課題等をテーマとして取り上げ市民の理解を深めていきます。 また、地域でのさまざまな活動の機会を捉え、関わり合いの場づくりに努めます。
5	66 ページ、③地域生活支援拠点等の整備 「イ 数値目標設定の考え方 ○平成 32 年度末までに市内において、少なくとも1つの地域生活支援拠点等を整備することを目標とします」「ウ 第5期計画における数値目標」にも書かれているが、現に居住を失っている家族に対しての支援策は？	現在、地域生活支援拠点については整備されていません。そのため、現に居住を失っているご家族については、既存制度を活用し対応を進めます。地域生活支援拠点については、市内または圏域で一箇所設置することを目標に取り組みを薦めます。
6	83 ページ、2 総合的な推進体制 「市民との協働を図ることにより支え合い」とあるが、障がい者を助ける団体が出てきても、協働を図ろうとしていないのでは。	国が推進する地域包括ケアの目指す姿は、障がい者も高齢者も、住み慣れた地域で最後まで暮らすことのできる地域社会を想定しています。そのような地域社会の実現には、市民の方の力や市民団体の力が不可欠です。地域の力で取り組むこと、行政が行うこと、それぞれの役割分担をすることで助け合いのネットワークが広がる環境の整備が進んでいくよう関係各課と連携を図り、取り組ん

		でまいります。
7	<p>83 ページ、3 関係機関・団体との連携</p> <p>「瑞穂市障害者自立支援協議会を設置しています」とあるが、機能しているのか。また「・・・居住の確保、切れ目のない支援・・・などに取り組みます」とあるが、個別支援会議の開催も非常に遅く、内容も支援とは程遠いものです。</p>	<p>今後、自立支援協議会の在り方について検討を進め、全体会と各部会の役割や果たすべき機能について要綱等の制定により明確化し、機能強化を図ります。困難事例について協議を行う個別支援会議については、スピード感を持って対応します。</p>
8	<p>55 ページ、③情報コミュニケーション支援の充実、76 ページ、(2) 地域生活支援事業—手話通訳者設置事業</p> <p>障がい者からの発信を受けとめる側の施策として、窓口での対応がある。手話通訳者設置事業で窓口到手話通訳者等の設置を行うとある。意思疎通支援としてもっともな施策と思うが、窓口到手話通訳者を置くのは現実的ではなく、55 ページの③のような筆談（手話の分からない人にも伝わるし、誰にもできる）という文字化施策がいいのではないか。音声を文字化できる（その反対に、文字を音声化するものもある）機器やアプリも普及しつつあるので、それらを窓口におくのもよい。</p>	<p>ご意見のとおり、現在、庁舎の窓口に筆談用のホワイトボードを設置し、希望される方に筆談による意思疎通を実施しています。</p> <p>音声を文字化できる機器、文字を音声化できる機器やアプリの導入については、今後調査を行い、導入の検討を行います。</p>